

## 岐阜県地域医療連携ネットワーク（ぎふ清流ネット）システム運用規程

### （目的）

第1条 この規程は、岐阜県地域医療連携ネットワーク（ぎふ清流ネット）協議会（以下「協議会」という。）が運営する岐阜県地域医療連携ネットワーク（ぎふ清流ネット）システム（以下「システム」という。）の安全かつ合理的な運用を確保し、医療情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

### （管理者）

第2条 協議会に、システム運用管理者（以下「管理者」という。）を置き、協議会長が任命する。

### （管理者の責務）

第3条 管理者は、システムの運用、機密保持及び情報保管について責任を持つものとする。

2 管理者は、システムのアクセス権の付与及び取消をすることができる。

3 管理者は、システムに関する苦情を受け付ける窓口を設置しなければならない。

### （ゲートウェイサーバーの管理）

第4条 システム利用のためのゲートウェイサーバーの安全管理については、設置した病院長がその責任を担うものとする。また、病院長は安全対策のために担当者を配置しなければならない。

### （医療情報の管理）

第5条 管理者の管理対象となる医療に関する情報（以下「医療情報」という。）は、システムを介して送受信される全ての個人情報とする。

2 医療情報を利用できる者は、当該医療情報の利用に関し、患者から文書で同意のあった利用者に限るものとする。

3 前項の医療情報を利用できる期間は、患者より同意を得た日から、患者より同意の撤回があるまでの期間とする。なお、当該患者にかかる医療情報の最終閲覧日より365日間利用のない場合は自動で開示を終了するものとする。

4 患者の死亡を確認した場合は、医療情報の開示を終了する。

### （公開施設の届出）

第6条 システムへ医療情報を公開する施設として参加する場合は、協議会へ施設登録申込書を提出のうえ、協議会の承認を得るものとする。

### （利用者）

第7条 利用者とは、協議会へ利用申込書を提出し、本規程に定めるID及びパスワード等（以下「ID等」という。）を取得した者をいう。

(利用者の責務)

第8条 利用者は、本規程のほか、著作権法(昭和45年法律第48号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及びその他の法令等を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、システムを適正に利用しなければならない。
- 3 利用者は、システムを通じて入手した医療情報については、診療及び患者への説明目的での閲覧に限るものとし、その情報を複製・公開・提供してはならない。
- 4 利用者は、情報セキュリティに十分注意するとともにID等を他の者に利用させてはならない。
- 5 利用者は、システムに接続する端末にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。
- 6 利用者は、システムに接続する端末にファイル交換ソフト等、データ流出につながるソフトはインストールしてはならない。
- 7 利用者は、システムに接続した状態で、同時に異なる2つ以上のネットワークに接続できる環境で利用してはならない。
- 8 利用者は、接続を行う端末やその接続環境等に変更を生じたときは、直ちにその旨を届出なければならない。

(運用時間)

第9条 システムの運用は、常時可能とする。ただし、定期的な保守・点検の場合は、利用者に対し、システムを通じて事前に通知をした上で運用を停止するものとし、不定期に必要となった保守点検・修理の際は予告なく運用を停止するものとする。

(機能変更等)

第10条 システムの良好な運用を維持するため、必要な場合は、システムに関する機能の変更又は停止を行う。

- 2 前項の規定により機能を変更又は停止する場合は、利用者に対し事前にその旨を連絡するものとする。ただし、緊急その他管理者が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

(識別番号の種類)

第11条 利用者等の識別番号は、次の2種類とする。

- (1) 利用者ID(利用者に係る識別番号)
- (2) 管理者ID(管理者に係る識別番号)

(ID等の管理)

第12条 利用者は、ID等を適切に管理するとともに、パスワードは、8文字以上(数字、アルファベット、記号の組み合わせ)とし、60日で更新するものとする。また、パスワードを紛失した場合は、協議会へパスワード初期化申請書を提出のうえ、新たにパスワードを設定するものとする。

- 2 利用者は、次のいずれかに該当する場合は、すみやかに利用中止届を提出しなければならない。
  - (1) システムの利用を取りやめるとき。

- (2) 所属施設を異動したとき。
  - (3) 医師等の資格を喪失したとき。
- 3 医療情報閲覧施設の代表者が前項第1号に該当する場合、当該施設の他の利用者は、利用中止届が提出されたものとみなす。

(通信内容の削除)

第13条 管理者は、通信内容が次のいずれかに該当する場合、その全部または一部を削除することができる。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- (2) 法令等に違反したとき。

(ID等の取消)

第14条 管理者は、利用者が次の事項のいずれかに該当した場合は、ID等の取消をすることができる。

- (1) 本規程の利用者に該当しなくなったとき。
- (2) 本規程、法令等に違反したとき。
- (3) システム上の情報の取扱いが不適切であり、指導又は警告にもかかわらず改善が認められないとき。

(情報提供の取扱い)

第15条 管理者は、必要と認めた場合、システム上に掲載された情報等を利用できるものとする。ただし、この場合、掲載者及び関係者の承諾を得るものとする。

(その他の必要事項)

第16条 この規程の改廃は協議会で諮り、決定するものとする。ただし、その緊急性その他必要があると認める場合は、この限りではない。

附則

- 1 この規程は、平成26年8月28日から施行する。
- 2 平成26年10月27日一部改正
- 3 平成27年4月28日一部改正